

令和 8 年 6 月

関 係 各 位

函 館 税 関

札幌税関支署留萌出張所の勤務体制の変更について

平素から税関行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
札幌税関支署留萌出張所におきましては、下記のとおり勤務体制を変更することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更開始年月日

令和 8 年 7 月 1 日（水）

2. 留萌出張所職員の勤務体制

留萌出張所職員は札幌税関支署に常駐し、必要に応じて留萌出張所で勤務いたします。

3. 変更後の業務処理等

勤務体制変更後の業務処理等に関するご連絡は、下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

なお、税関関連手続きにつきましては、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の利用をご検討ください。

〈お問い合わせ先〉

札幌税関支署留萌出張所

0 1 6 4 - 4 2 - 0 4 6 7

（電話番号変更なし・自動転送）